

固定資産税家屋外観調査の実施について

—ご協力をお願い—

日頃から、札幌市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

札幌市では市内の家屋を対象に全棟調査を実施しています。この調査は市の固定資産課税台帳に登録している内容と状況が相違していないか確認するもので、調査結果は、固定資産税・都市計画税の公平・適正な課税のための資料として活用しています。

今回、この調査の一部を民間事業者へ委託し実施することとなりましたので、みなさまのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※ 家屋によっては、すでに市職員によって調査済みの場合があります。再度の調査となりますがご了承ください。

○調査方法

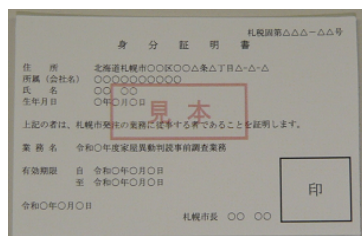
- 市が委託した調査員（調査委託会社）が公道から視認できる範囲で行います。
- 調査資料として家屋の外観を写真撮影させていただきます。
- ※ 撮影は、一般的に立ち入れる場所（公道）から撮影します。
- 家屋の中に立ち入ることはありません。
- 固定資産税等の課税対象となる場合は、改めて市職員がお伺いし、現地調査を行います。

○調査委託会社

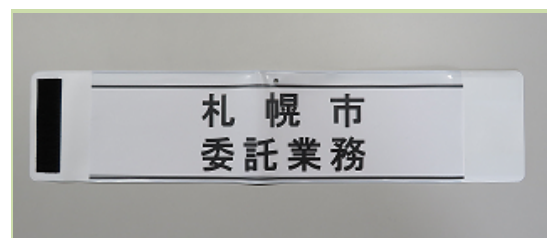
株式会社ゼンリン（札幌市中央区大通西12丁目）

※ 調査員は市が発行する「身分証明書」と「札幌市委託業務」の腕章を必ず携行しています。

【身分証明書】



【腕章】



調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用などを徴収したり、調査している現地で、税金の徴収を行うことはありません。また、家屋の耐震診断やリフォーム等を勧めることは一切ありません。万一そのようなことがあった場合は、お手数ですが裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

○調査時期

令和8年7月から11月ごろまで

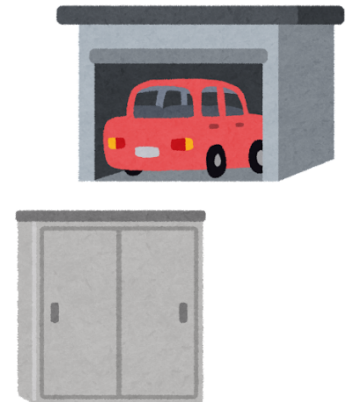
○Q&A

➤ 固定資産税等の課税について

土地に定着して建造され、屋根や周壁等により風雨をしのぎ得る建造物は家屋として課税されます。

➤ 車庫や物置の課税について

屋根や周壁があり、布コンクリート基礎、束石等により土地に定着している状態にある車庫、物置、倉庫等は課税されます。なお、周壁のないカーポートについては家屋としては課税されませんが、事業用資産である場合は償却資産として申告が必要となります。



○お問い合わせ先

＜家屋の課税に関すること＞

[各市税事務所固定資産税課（家屋担当）](#)

＜調査委託に関すること＞

札幌市財政局税政部固定資産税課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

Tel011-211-2228